

長野県中間年評価書（案）
（集落協定等の自己評価関係）

都道府県名	長野県	担当部署	農政部農村振興課
-------	-----	------	----------

I 中山間地域等直接支払制度の実施状況（R3年度）

1. 制度の実施状況の概要

	協定数		農用地面積		交付額	
ア 集落協定	1008	協定	8935	ha	167472	万円
a 基礎単価の対象	294	協定	1712	ha	26026	万円
b 体制整備単価の対象	714	協定	7222	ha	134985	万円
c 加算措置						
(a) 棚田地域振興活動加算	37	協定	327	ha	3266	万円
(b) 超急傾斜農地保全管理加算	74	協定	300	ha	1802	万円
(c) 集落協定広域化加算	2	協定	46	ha	123	万円
(d) 集落機能強化加算	4	協定	64	ha	191	万円
(e) 生産性向上加算	17	協定	538	ha	1079	万円
イ 個別協定	10	協定	241	ha	410	万円
a 基礎単価の対象	1	協定	8	ha	5	万円
b 利用権設定等単価（10割単価）の対象	9	協定	232	ha	391	万円
c 超急傾斜農地保全管理加算	1	協定	2	ha	13	万円
合計	1018	協定	9176	ha	167882	万円

【参考】

R3年耕地面積※	80561	ha
----------	-------	----

※「耕地及び作付け面積統計」より転記

2. 集落協定の概要

	協定参加者数		交付面積		交付金額	
1 協定当たり平均値	24	人	9	ha	166	万円

【参考】

ア 協定参加者数	23859	人
イ 交付金配分額	167472	万円
a うち個人への配分	85172	万円
b うち共同取組活動	82300	万円

Ⅱ 都道府県による評価結果

1. 評価項目に対する都道府県の評価

(1) 集落協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 集落マスタープランに係る活動	354	650	4	
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	371	634	3	
b 水路・農道等の管理	405	600	3	
c 多面的機能を増進する活動	359	643	6	
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み	244	403	63	2
b 集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況	184	459	60	5
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
a 棚田地域振興活動加算	27	9	1	
c 急傾斜農地保全管理加算	28	46		
d 集落協定広域化加算	1	1		
e 集落機能強化加算		4		
f 生産性向上加算	8	9		
オ 全体評価	優 637 (63%)	良 323 (32%)	可 43 (4%)	不可 5 (0.5%)

1の(1)について都道府県の総合的な所見【必須】

市町村が実施した集落協定毎の全体評価は全協定（集落協定1,008）のうち、「優」、「良」と評価された協定が960協定（95%）であった。本制度に取り組む多くの集落において、水路・農道等の管理や耕作放棄地の防止、多面的機能の増進などが進められ、農業生産活動の継続等に効果を上げていると評価する。

「可」と評価された集落協定43協定（4%）については、市町村が指導・助言することで、最終年度においても活動が実施され、最終年度までに目標達成の見込みとなっている。

「不可」と評価された5協定（0.5%）については、いずれの集落も集落戦略の作成が困難としていることから、最終年度までの取組達成に向け支援を強化する必要がある。

(2) 個別協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託	4	6		
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	2	2		
b 水路・農道等の管理	1			
c 多面的機能を増進する活動	1			
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項		5		
エ 加算措置（超急傾斜農地保全管理加算）	1			
オ 全体評価	優	良	可	不可
	7 (70%)	3 (30%)	0 (0%)	0 (0%)

1の(2)について都道府県の総合的な所見【必須】

市町村が実施した個別協定毎の全体評価は、全ての協定（個別協定10）で「優」または「良」とされている。認定農業者等による基幹的農作業の受委託等をはじめとして、個別協定に定められた取組は着実に実施されていると評価する。

1について第三者機関の意見【必須】

2. 評価が「△」・「×」の評価項目に対する指導・助言の状況

- A: 話し合いによる活動内容の徹底
 B: 目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等
 C: 専属の担当者やチームによる徹底した活動
 D: 協定参加者以外も含めた地域全体による活動の推進
 E: 市町村・JA等の関係機関とも連携した活動の推進
 F: 近隣の集落や協定とも連携した活動の推進
 G: 農業法人や地域の担い手とも連携した活動の推進
 H: 農外の組織・団体とも連携した活動の推進
 I: 活動内容の見直し(加算措置以外の項目)
 J: その他()

(1) 集落協定

評価項目	指導・助言の内容の内訳 (内訳ごとの協定数)									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
ア 集落マスタープランに係る活動	5	2			1				4	
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項										
a 耕作放棄の防止等の活動	4			2					1	
b 水路・農道等の管理	3				3					
c 多面的機能を増進する活動	3	2	1	1	1				1	1
ウ 集落戦略の作成										
a 集落戦略の作成状況・作成見込み	53	22		4	17	1	1		1	
b 地区の作成状況	37	40			38				10	1
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み										
a 棚田地域振興活動加算	1									
b 超急傾斜農地保全管理加算										
c 集落協定広域化加算										
d 集落機能強化加算								1		
e 生産性向上加算		1								

(2) 個別協定

評価項目	指導・助言の内容の内訳 (内訳ごとの協定数)									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託										
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項										
a 耕作放棄の防止等の活動										
b 水路・農道等の管理										
c 多面的機能を増進する活動										
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項										
エ 加算措置 (超急傾斜農地保全管理加算)										

3. 集落協定の話し合いの回数と集落戦略の作成

(1) 集落協定の話し合いの回数

		全協定数	話し合い回数（回数ごとの協定数）			
			0回	1回	2回	3回以上
集落協定の話し合いの状況	R 2年度	1002	37 (4%)	195 (19%)	209 (21%)	558 (56%)
	うち集落戦略	693	155 (22%)	352 (51%)	110 (16%)	73 (11%)
	R 3年度	1008	30 (3%)	196 (19%)	207 (21%)	575 (57%)
	うち集落戦略	714	138 (19%)	336 (47%)	122 (17%)	118 (17%)

3の(1)について都道府県の所見【必須】

集落協定の話し合いの回数は、令和2年度、令和3年度ともに、3回以上実施した集落が50%以上と最も多かった。また、令和3年度に集落戦略に関する話し合いを3回以上実施した集落が、令和2年度よりも増加している。

話し合いの方法については、共同取組活動と合わせての実施や、アンケートの実施等、各協定で工夫をしている。

新型コロナウイルス感染症等の影響により話し合いの機会が少ない集落については、書面で意見集約を行うなどの対応をしているが、今後の新型コロナウイルスへの感染防止対策を踏まえながら、話し合いの機会を設けていくよう支援・指導を行う必要がある。

(2) 集落戦略作成の話し合いの参加者

話し合いの参加者	協定数	割合
① 協定参加者	614 協定	86 %
② 協定参加者以外の集落の住民	90 協定	13 %
③ 農業委員等、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者	126 協定	18 %
④ NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者	2 協定	0 %
⑤ 協定役員のみ	98 協定	14 %
⑥ 話し合いをしていない	20 協定	3 %

3の(2)について都道府県の所見【必須】

集落戦略の作成に取り組む714協定のうち、集落戦略作成の話し合いを協定参加者で行ったのが614協定（86%）で最も多かった。役員が協定参加者の意向をアンケート等で聞きとった後、話し合いは役員のみで行うなど工夫して作成した協定もある。

集落の将来像を明らかにするための重要な指針であることを鑑み、協定参加者全員で、十分な話し合いを行うよう支援・指導を行う。また、地域の実情に応じて、関係組織や有識者を交えて話し合いを行うことが必要である。

3について第三者機関の意見【必須】

4. 市町村に要望する支援内容

(1) 集落協定

(2) 個別協定

市町村に要望する支援内容	協定数	割合	市町村に要望する支援内容	協定数	割合
① 協定書作成に係る支援	574 <small>協定</small>	57 %	① 協定書作成に係る支援	3 <small>協定</small>	30 %
② 集落戦略作成に係る支援	473 <small>協定</small>	47 %	② 目標達成に向けた支援	5 <small>協定</small>	50 %
③ 目標達成に向けた支援	286 <small>協定</small>	28 %	③ 集落協定の立ち上げに向けた支援	<small>協定</small>	0 %
④ 協定の統合・広域化への支援	74 <small>協定</small>	7 %	④ 協定対象面積の拡大に向けた支援	<small>協定</small>	0 %
⑤ 事務負担軽減に向けた支援	398 <small>協定</small>	39 %	⑤ 事務負担軽減に向けた支援	4 <small>協定</small>	40 %
⑥ ①～⑤以外の支援	33 <small>協定</small>	3 %	⑥ ①～⑤以外の支援	<small>協定</small>	0 %
⑦ 特に支援を要望しない	153 <small>協定</small>	15 %	⑦ 特に支援を要望しない	3 <small>協定</small>	30 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

集落が市町村に対して要望する支援内容としては、「協定書作成」、「集落戦略作成」、「事務負担軽減」を挙げた集落が多い。いずれの項目も、集落の実務担当者は制度の仕組みを十分に理解した上で実施する必要があるが、実務担当者の変更もあることから、集落と市町村の双方で制度の理解を進める必要がある。

また、実務経験がない者にとってもわかりやすく、事務的な負担が少ない制度とすることが望ましい。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

Ⅲ 次期対策（令和7年度～）等

1. 継続の意向等

(1) 集落協定

次期対策（令和7年度～）での活動継続の意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		944 協定	94 %
の広 意域 向化	広域化の意向がある	127 協定	13 %
	広域化の意向はない	817 協定	87 %
廃止意向の協定数		64 協定	6 %
協定 廃止 の理 由	① 活動の中心となるリーダーの高齢化のため	33 協定	52 %
	② 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	55 協定	86 %
	③ 地域農業の担い手がないため	33 協定	52 %
	④ 農業収入が見込めないため	14 協定	22 %
	⑤ 鳥獣被害の増加	12 協定	19 %
	⑥ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	15 協定	23 %
	⑦ 圃場条件が悪いため	9 協定	14 %
	⑧ 事務手続きが負担なため	14 協定	22 %
	⑨ 交付金の遡及返還への不安なため	11 協定	17 %
	⑩ 統合の相手先となる協定が近隣にないため	3 協定	5 %
	⑪ 協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	3 協定	5 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理が可能のため	5 協定	8 %
	⑬ その他	4 協定	6 %

(2) 個別協定

次期対策（令和7年度～）の継続意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		10 協定	100 %
廃止意向の協定数		0 協定	0 %
協定廃止の理由	① 高齢化による体力低下や病気のため	0 協定	0 %
	② 後継者がいないため	0 協定	0 %
	③ これ以上の規模拡大が困難なため	0 協定	0 %
	④ 集落協定に参加するため	0 協定	0 %
	⑤ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	0 協定	0 %
	⑥ 農業収入が見込めないため	0 協定	0 %
	⑦ 鳥獣被害が増加しているため	0 協定	0 %
	⑧ 圃場条件が悪い	0 協定	0 %
	⑨ 事務手続きが負担なため	0 協定	0 %
	⑩ 交付金の遡及返還が不安なため	0 協定	0 %
	⑪ 近隣の協定が農地を引き受けてくれるため	0 協定	0 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理ができるため	0 協定	0 %
	⑬ その他	0 協定	0 %

集落協定の広域化等に対する推進方針

高齢化や担い手不足等の課題への解決策として、広域化の意向がある集落が127協定（13.5%）存在する。これらの集落や隣接集落に対し、話し合いの場の設定等の働きかけを行い、共通する課題や取組内容等を整理し、集落協定の広域化や統合につなげていく。

廃止意向の協定に対する働きかけの方針

協定参加者の高齢化等により、集落協定を廃止する意向がある集落に対しては、協定の広域化による担い手の確保や事務作業の効率化、事務の外部委託等を検討するとともに、作付けが可能な状態に農地を維持管理することも制度の対象となることを働きかけ、協定が継続できるよう支援していく。

1の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

2. 協定の役員

(1) 集落協定

① 代表者

年齢	～59歳	115人 (11%)	60～69歳	323人 (32%)	70～79歳	478人 (47%)	80歳～	92人 (9%)
代表者になってからの年数	～2年	275人 (27%)	3年～7年	393人 (39%)	8年～	340人 (34%)		
次期対策での代表者の継続の目途	ある	560人 (59%)	協定	ない	384人 (41%)	協定		

② 事務担当者（会計）

年齢	～59歳	298人 (30%)	60～69歳	416人 (41%)	70～79歳	249人 (25%)	80歳～	45人 (4%)
担当者になってからの年数	～2年	277人 (27%)	3年～7年	347人 (34%)	8年～	384人 (38%)		
次期対策での担当者の継続の目途	ある	871人 (92%)	協定	ない	81人 (9%)	協定		

③ 事務委託等の状況

事務委任の有無		現在				今後			
なし		932	協定	92.5	%	908	協定	90	%
あり		76	協定	7.54	%	100	協定	10	%
委任先	行政書士・公認会計士	3	協定	3.95	%	12	協定	12	%
	事務組合		協定	0	%	2	協定	2	%
	NPO		協定	0	%		協定	0	%
	集落法人	1	協定	1.32	%	1	協定	1	%
	J A	1	協定	1.32	%	3	協定	3	%
	土地改良区		協定	0	%		協定	0	%
	個人	5	協定	6.58	%	7	協定	7	%
	その他	46	協定	60.5	%	54	協定	54	%

(2) 個別協定

交付対象者

交付対象者	個人	3 協定 (30%)	法人	4 協定 (40%)	任意 組織	3 協定 (30%)	その他	協定 (0%)
年齢	～59歳	2 人 (20%)	60～ 69歳	4 人 (40%)	70～ 79歳	3 人 (30%)	80歳～	1 人 (10%)
後継者の有無	いる	7 協定 (70%)	いない	3 協定 (30%)				

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

代表者の年齢は、70歳以上が約6割、うち80歳以上が約1割となっている。
協定参加者の高齢化や担い手不足が進む中ではあるが、世代交代が徐々に進むように若い担い手に働きかけていくことや、若い方が役員を担いやすい集落の体制を作ることが必要である。
また、役員の負担軽減のため、事務委託についても検討・提案していく必要がある。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】